

所有者不明土地等問題 対策推進のための工程表案(抄)

資料3
御説明資料

課題等	2018年	2019年	2020年
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案等 ・公共的目的の利用を可能とする新制度 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期間相続登記未了土地を解消する新制度 ・所有者不明農地・林地の利活用促進の新制度	新制度の準備 ・土地収用法に係る所有者探索の合理化等（マニュアルの周知等） ・共有私道ガイドラインの周知等	新制度の施行	
土地所有に関する基本制度の見直し ・人口減少社会で、管理不全の土地が増加し、周辺環境が悪化し、有効利用が阻害 ・地籍調査について、一部の所有者が不明な場合などに、調査が進まず、進捗に遅れ	検討の方向性を明示 ・管理、利用に関し、土地所有者が負うべき責務等の措置を検討 ・地籍調査について、所有者が不明な場合を含めて、調査を加速化するための措置を検討	制度改正の具体的方向性を提起 国土審議会とりまとめ（2月） ○土地所有者の責務に関して必要な措置の方向性 ○地籍調査の円滑化・迅速化のための措置の方向性 国土審議会 （法改正に向けた作業）	期限を区切って改正を実現 ○民事基本法制の見直しとあわせて土地基本法等の見直し ○国土調査促進特別措置法の改正（10か年計画の策定）とともに、国土調査法等の見直し
登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討 ・表題部所有者の記録が「A外○名」となっている等の変則型登記が存在し、用地取得の障害 ・相続が生じても、登記が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境悪化	・変則型登記を解消するための方策を速やかに制度化 ・相続等が生じた場合に、これを登記に反映させる仕組み（相続登記の義務化等）を検討 ・所有者が土地を手放すための仕組み（所有権の放棄、その帰属先等）を検討	研究会とりまとめ（2月） ○変則型登記の解消に係る法制的な措置（通常国会） ○左記の仕組みの構築に向けた具体的方向性・検討課題を幅広く提示 法制審議会 （法案要綱の策定に向けた作業）	○民事基本法制の見直し
土地所有者情報を円滑に把握する仕組み等 ・登記名義人死亡時に相続登記がされなければ、登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難	・登記簿と戸籍等を連携させることにより、所有者情報を円滑に把握する仕組みを検討	○戸籍副本の管理システムを利用して、特定の行政機関等に対して戸籍情報を提供するために必要な法整備等	○登記簿と戸籍等を連携するために必要な制度の整備